

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業
の運営に関する基準について

子ども・子育て新制度に係る基準条例の制定について

子ども・子育て支援新制度とは

すべての子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指して、平成 24 年 8 月に「子ども・子育て関連 3 法」が成立し、平成 27 年 4 月から「子ども・子育て支援新制度」の実施を予定しております。

条例制定の趣旨

「子ども・子育て支援新制度」の中で、施設や事業の整備及び運営に関する基準について、国が定める基準を踏まえ、自治体ごとに条例で基準を定めることになっております。これに伴い、小城市子ども・子育て会議委員の皆様の意見を踏まえ、条例制定を進めます。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の概要

【新制度における施設や事業の種類】

○特定教育・保育施設（認可を受けた幼稚園、保育所、認定こども園）

幼稚園

幼児の心身の発達のために満3歳児から小学校就学前児童を対象に幼児教育を提供する施設。「預かり保育」は新制度での「一時預かり事業」に移行して継続される予定。

保育所

認可を受けた保育所で保護者の就労や病気などのために家庭で保育ができない0歳から小学校就学前児童を対象に保護者に代わって保育する施設。「延長保育」も引き続き実施。

認定こども園

小学校就学前児童を対象に3歳未満児については保育を提供し、3歳以上児については教育・保育を提供します。

○特定地域型保育事業

(認可を受けた家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育の4事業)

家庭的保育事業 : 家庭的保育者の居宅等において家庭的な雰囲気のもと1人～5人を対象にきめ細かな保育を提供する事業。

小規模保育事業 : 6人～19人までの比較的小規模な、きめ細かな保育を提供する事業。A型(保育所分園に近い類型)、C型(家庭的保育に近い類型)、B型(その中間型)の3類型があります。

居宅訪問型保育事業 : ベビーシッターの名称で行われている保育サービス。住み慣れた居宅において、1対1を基本とするきめ細かな保育を提供する事業。

事業所内保育事業 : 事業所の施設内スペース等において企業が主として従業員への仕事と子育ての両立支援策として保育を提供する事業。従業員の子どもに加え「地域における保育を必要とする子ども」を受け入れる施設が対象となる。

○従来通りの運営を続ける施設

幼稚園や認可外保育施設等は設置者の考えにより、平成27年度以降も今まで通りの運営を続けることができる。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準案

【1】利用定員に関する基準

分類	事項
(1) 利用定員	①利用定員の設定に関すること ②定員の遵守

【2】運営に関する基準

分類	事項
(1) 利用開始に伴う基準	①内容・手続きの説明、同意、契約 ②応諾義務（正当な理由のない提供拒否の禁止） ③定員を上回る利用の申込みがあった場合の選考 ④支給認定証の確認、支給認定申請の援助
(2) 教育・保育の提供に伴う基準	①幼稚園教育要領、保育所保育指針等に則った教育・保育の提供 ②子どもの心身の状況の把握 ③子どもの適切な処遇（虐待の禁止等を含む） ④連携施設との連携（地域型保育事業のみ） ⑤利用者負担の徴収（実費徴収、上乘せ徴収を含む） ⑥利用者に関する市町村への通知（不正受給の防止） ⑦特別利用保育・特別利用教育の提供（定員外利用の取扱い）
(3) 管理・運営等に関する基準	①施設の目的・運営方針、職員の職種、員数等の重要事項を定めた運営規定の策定、提示 ②秘密保持、個人情報保護 ③事故防止及び事故発生時の対応 ④評価（自己評価、学校関係者評価、第三者評価） ⑤苦情処理 ⑥会計処理（会計処理基準、区分経理、使途制限等） ⑦記録の整備 ⑧管理・運営に関するその他の事項

【1】利用定員に関する基準

(1) 利用定員

項目	国の示す基準の内容	基準類型
①利用定員の設定に関すること	<p>確認を受ける施設・事業の利用定員について定める。</p> <p>【特定教育・保育施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●幼稚園は、1号認定子どもの区分を定める。 ●保育所は、利用定員の数に20人以上とし、2号・3号認定子どもの区分を定める。 ●認定こども園は、利用定員の数に20人以上とし、1号・2号・3号認定子どもの区分を定める。 <p>【特定地域型保育事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●家庭的保育事業は、利用定員の数に1人以上5人以下とし、3号認定子どもの区分に応じた利用定員を定める。 ●小規模保育事業A型・B型は、利用定員の数に6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型は、利用定員の数に6人以上10人以下とし、3号認定子どもの区分に応じた利用定員を定める。 ●居宅訪問型保育事業は、利用定員の数に1人とし、3号認定子どもの区分に応じた利用定員を定める。 ●事業所内保育事業は、その雇用する労働者の子どもとその他の子ども・3号認定子どもの区分に応じた利用定員を定める。3号認定子どもの区分については、満1歳に満たない子どもと満1歳以上の子どもに区分する。 	従う
②定員の遵守	<p>やむを得ない事情がある場合を除き、利用定員を超えて受け入れを行ってはならない。</p> <p>需要の増大への対応、災害、虐待等その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p>	参酌

【2】運営に関する基準

(1) 利用開始に伴う基準

項目	国の示す基準の内容	基準類型
①内容・手続きの説明、同意、契約	<p>【従】教育・保育の提供開始に当たって、保護者に対して事前説明を行った上で、同意を得ることを求めることとする。</p> <p>【参】事前説明の方法は、説明書などの文書の交付とともに丁寧に説明する。その際、保護者の申出に対して、文書の交付に代えて電子ファイル等を提供することも可能とする。また、利用開始については保護者の同意を得る。</p>	従う 参酌
②応諾義務（正当な理由のない提供拒否の禁止）	<p>利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。</p> <p>施設・事業者は、市町村の行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p>	参酌
③定員を上回る利用の申込みがあった場合の選考	<p>【従】定員を上回る利用の申込みの場合、選考基準に基づき選考を行うこととなるが、選考方法については明示を求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1号認定子どもの場合、施設で定める「先着順」等の選考を行う。 ・2号・3号認定子どもの場合、市が利用調整を行う。 <p>【参】特定地域型保育事業者は利用確保が困難等である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</p>	従う 参酌
④支給認定証の確認、支給認定申請の援助	<p>保護者の受給資格を確認するため、施設・事業の利用開始に当たって、支給認定証の確認（利用期間等）を行うこととする。</p> <p>支給認定申請が行われていない場合には、申込みの意思を踏まえて、速やかに適切な申請がされるよう援助することとする。</p>	参酌

(2) 教育・保育の提供に関する基準

項目	国の示す基準の内容	基準類型
① 幼稚園教育要領、保育所保育指針等に則った教育・保育の提供	<p>【従】幼稚園は幼稚園教育要領、保育所は保育所保育指針、幼保連携型認定こども園は幼保連携型認定こども園要領、地域型保育事業は保育所保育指針に基づき、子どもの心身の状況を踏まえ、適切に教育・保育を提供しなくてはならない。</p> <p>【参】小学校等及び地域住民やその活動等との連携及び協力を行うなど地域との交流に努めなければならない。</p> <p>【参】子どもの心身の状況の把握に努め、その子ども又は保護者の相談に適切に応じるとともに、必要な助言、援助を行わなければならない。</p>	従う 参酌
② 子どもの心身の状況の把握	<p>特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>支給認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなくてはならない。</p>	参酌
③ 子どもの適切な処遇（虐待の禁止等を含む）	<p>子どもの国籍、信条、社会的身分又は費用を負担するか否かにより差別的取扱いをしてはならない。</p> <p>職員は、子どもに対し虐待その他心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>懲戒に関し入所者の福祉のため必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等の権限濫用をしてはならない。</p>	従う
④ 連携施設との連携（地域型保育事業のみ）	<p>【従】「保育内容に関する支援」・「卒園後の受け皿」の観点から、連携施設の確保しなければならない。居宅訪問型保育事業は、乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、あらかじめ、連携する障害児入所支援施設その他の市町村の指定する施設の確保が必要。</p> <p>【従】利用定員が20名以上の事業所内保育事業は、連携協力を求めない。</p> <p>【参】子どもが卒園後に、継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、連携に努めなければならない。</p>	従う 参酌

項目	国の示す基準の内容	基準類型
⑤利用者負担の徴収（実費徴収、上乗せ徴収を含む）	<p>施設・事業者は、法に定める利用者負担を受領することを求め、その上で、それ以外に、実費徴収・実費徴収以外の上乗せ徴収をすることができる。</p> <p>実費徴収・実費徴収以外の上乗せ徴収を行う場合、各施設・事業者はあらかじめ額や理由を明示することを求め、保護者に対して説明、文書による同意を得なくてはならない。</p> <p>施設・事業者は、法定代理受領を受けた場合は、額を保護者に通知しなくてはならない。</p>	従う
⑥利用者に関する市町村への通知（不正受給の防止）	<p>給付（委託費）を受けている子どもの保護者が虚偽・不正行為によって教育・保育の提供を受けている又は受けようとしていることを施設・事業者が把握した場合、市町村に対して通知しなくてはならない。</p>	参酌
⑦特別利用保育・特別利用教育の提供（定員外利用の取扱い）	<p>特別利用保育・特別利用教育・特別利用地域型保育・特定利用地域型保育を提供する場合の職員配置、設備、教育・保育の内容は、当該施設・事業で定員を設定している認定区分の子どもと同じ認可基準等によることを基本とする。</p>	従う

(3) 管理・運営に関する基準

項目	国の示す基準の内容	基準類型
①施設の目的・運営方針、職員の職種、員数等の重要事項を定めた運営規定の策定、提示	<p>運営規程において定めるべき重要事項を定めた運営規程の策定、提示を求めることとする。</p> <p><運営規程></p> <p>施設・事業の目的、運営の方針及び教育・保育の内容</p> <p>開所時間、休業日及び利用定員</p> <p>利用料等に関する事項（実費徴収、上乗せ徴収の有無・理由・その額を含む）</p> <p>利用に当たっての留意事項（入園資格、選考を行う場合の基準を含む）</p> <p>緊急時等における対応方法、非常災害対策及び虐待防止のための措置</p> <p>施設・事業者は、利用申込者の選択に資すると認められる重要事項の掲示</p>	参酌
②個人情報保護（秘密保持）	<p>【従】施設・事業の従業員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た子ども及びその保護者の秘密を漏らしてはならない。又、従事している職員に加えて、職員が退職後も情報を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>【参】地域型保育事業から教育・保育施設への接続や小学校との接続など、情報提供が必要となる場合に対応するため、あらかじめ保護者に周知・説明し、同意を得ておかななければならない。</p>	従う 参酌
③事故発生及び事故発生時の対応	<p>事故の発生（再発）防止ため、事故発生時の対応、報告方法等が記載された指針作成や分析や改善策の周知体制の整備、研修の実施等の措置を講じなければならない。</p> <p>事故発生時の保護者（家族）や市町村に対する速やかな報告・記録・損害賠償を行うことを求めることを基本とする。</p>	従う
④評価（事項評価、学校関係者評価、第三者評価）	<p>自己評価及びそれに基づく改善については、すべての教育・保育施設、地域型保育事業者に対して求めることとする。</p> <p>保護者、特定教育・保育施設の関係者又は外部の評価を受けて、その結果を公表し改善を図るよう努めなければならない。</p>	参酌
⑤苦情処理	<p>苦情受付窓口の設置等、必要な措置を講ずることとする。</p> <p>苦情に関して確認主体である市町村が行う指導監督等に対し、必要な協力、改善、報告等を行う旨を求めることとする。</p>	参酌

項目	国の示す基準の内容	基準類型
⑥会計処理	他の事業の会計と区分しなければならない。	参酌
⑦記録の整備	<p>特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>特定教育・保育施設は、子どもに対する特定教育・保育の提供計画、提供の記録、市町村への通知記録、苦情の内容等の記録、事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。</p>	参酌
⑧管理・運営に関するその他の事項	<p>適切な教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務体制を定め、必要な研修機会を確保し、資質向上等を図ることを求めることとする。</p> <p>その施設・事業について広告する場合、虚偽又は誇大なものとしてはならない。</p> <p>施設・事業者は、利用者支援事業者等、その他施設・事業者等に施設・事業を紹介することの対償として、金品その他財産上の利益を供与または、收受してはならない。</p>	参酌

小城市独自の基準項目案

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準

根拠・関係法令	内容	理由	基準
佐賀県児童福祉法施行条例	暴力団排除、乳幼児の食事を調理する者に対しての検便による健康診断等	安全で平穏な生活の確保、利用者が心身共に健やかに保育されることの保障等	小城市 基準